

# 公的資格等取得支援事業のご案内

～ 専門人材の育成・充実を支援します～

戸市内で事業を営む中小事業者等の事業活動の維持及び持続的な発展を図るため、公的資格等の取得に係る試験や講習等に要する経費を補助することにより、専門人材の育成・充実を支援します。

## 1 補助対象資格

別表のとおりとし、申請年度の4月1日から2月末日までに試験が実施され、3月15日までに合否が発表され、合格したもの又は申請年度の4月1日から2月末日までに行われる講習会を受講し、当該講習会を修了することにより取得することができるものが対象となります。 試験等がある場合は、合格が対象要件に加わりました

## 2 補助対象者

従業員等に資格を取得させようとしており、市税等に未納がない事業者

ここでいう事業者とは、戸市内に本店又は支店を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び同条第5項に掲げる会社及び個人のことです。

また、従業員等とは戸市内の事業所に勤務している役員及び正規雇用者のことで、事業主自身が資格を取得する場合も補助対象となります。

## 3 補助対象者の制限

同一年度において、1事業者につき補助金を申請できるのは3人を限度とし、かつ、事業主及び従業員等1人につき1回を限度とします。

別表のとおり定める公的資格等が、国、特殊法人、その他の団体が実施する補助制度の対象となる場合は、本補助金の補助対象とはなりません。ただし、補助対象者が国等の補助制度を利用しない場合は、本補助金を利用することができます。

## 4 補助対象経費

別表に掲げる試験、講習等にかかる経費（試験に付随する講習や、補助対象資格等の登録、交付に係る経費を含む。消費税及び地方消費税の額を除く）で、事業者が負担するものとしします。

補助対象経費例 「資格試験等の受験料等」

「資格認定機関が受講を指定する講習又は講座の受講料等」

資格認定機関が支払いを指定しない経費（自学のため購入したテキスト代、交通費等）は補助対象となりません。また、従業員等が自費で取得した資格の経費は補助対象とはなりませんのでご注意ください。

試験に付随する講習や、補助対象資格等の登録、交付に係る経費も補助対象経費に加わりました。いずれも資格認定機関が指定するものに限ります。

## 5 補助額

1人につき、5万円を上限とします。

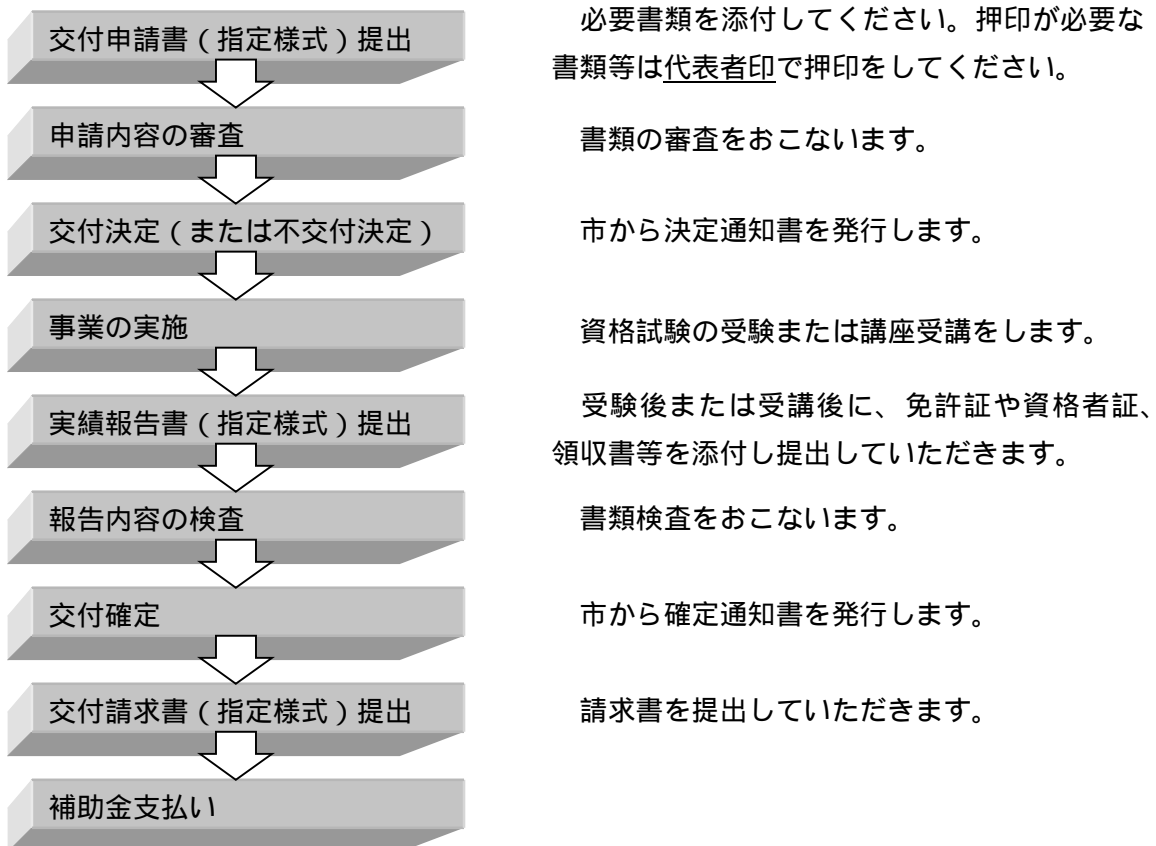
## 6 募集期間

令和8年4月1日(水)～ 予算の範囲内で申込順

## 7 申請書類

交付申請書	指定用紙
確認書	指定用紙
補助金等交付申請額内訳調書	指定用紙
履歴事項全部証明書(法人のみ) 住民票(個人事業主のみ)	直近3ヶ月以内のもの
補助対象資格等の取得を行う者が事業主 又は従業員等であることが分かる書類	社員証、雇用保険加入通知書等の写し等 個人事業主の場合は、開業届の写し等
補助対象経費が分かる書類	試験料・講習料等が記載してある資格のパンフレット、申込用紙の写し等
完納証明書	直近3ヶ月以内のもの(収納推進課)
委任状	代表者以外の方が申請する場合は、委任状が必要です

## 8 手続の流れ



戸田市役所 経済戦略室

所在地 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1

TEL 048-441-1800(内線398) HP <https://www.city.toda.saitama.jp>